

社会福祉法人長野市社会福祉協議会 公式 SNS（ソーシャルネットワークサービス）運用方針

社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下、長野市社協）では、長野市社協の事業に関する情報及び長野市の地域福祉やボランティアに関する情報、大規模災害による被災地支援情報などを市民等へリアルタイムに提供することを目的として、公式 SNS（Twitter 及び Facebook 等）のアカウントを取得します。

このことについて、適正な運用、閲覧者への誤解や混乱を防ぐために次のとおり運用方針を定めます。

1 アカウント情報

長野市社協公式 SNS のアカウントは下記のとおりです。

使用するメディア	アカウント名
Facebook	社会福祉法人長野市社会福祉協議会
Twitter	社会福祉法人長野市社会福祉協議会
LINE	長野市ボランティアセンター

2 運用方法

長野市社協公式 SNS は、下記の内容について長野市社協職員が運用を行います。

(1) 発信する情報

長野市社協公式 SNS では次の情報を発信します。

- ア 長野市社協の事業に関する情報
- イ 地域福祉、ボランティアに関する情報
- ウ 地域の行事・イベントや、まちづくりに関する事業の情報
- エ 長野市社協に関係する団体や団体の事業に関する情報
- オ 大規模災害による被災地支援情報

(2) 緊急時における対応

大規模災害発生時等平時と異なる対応が必要とされる場合、市民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、政府機関、地方公共団体、社会福祉協議会等の発信する関連情報についても、必要に応じてフォロー及びリツイート等を行います。

3 対応時間

原則として業務時間内（月曜日から金曜日は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、土曜日は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分）において、不定期に投稿します。なお大規模災害発

生時等について業務時間外であっても対応する場合があります。

4 投稿コメント等への対応

本アカウントでは、リプライやダイレクトメッセージ（DM）等を通じた個々のご意見等への対応は原則行いません。掲載内容についてのお問い合わせは長野市社協まで直接電話やFAX、メールにて受け付けます。

5 禁止事項

ユーザーによる行為が以下のいずれかに該当する場合、事前の連絡なくこちらからアカウントのブロックや削除をする場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など長野市社協または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人成功を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 長野市社協が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 長野市社協が発信する内容に関係ないもの
- (15) 使用するメディアが定める不正行為に該当するもの
- (16) その他、長野市社協が不適切と判断するもの

6 免責事項

- (1) 長野市社協公式 SNS の掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではありません。
- (2) 長野市社協は、ユーザーが本アカウントを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (3) 長野市社協は、ユーザーにより投稿された長野市社協公式 SNS に対するリプライやコメント等（写真や動画等の投稿を含む）につきまして一切責任を負いません。
- (4) 長野市社協は、本アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (5) 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿さ

れたことをもって、ユーザーは長野市社協に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を許諾したものとし、かつ、長野市社協に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

- (7) 本アカウントのご利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、一切お答えすることができません。

7 著作権について

長野市社協公式 SNS の内容について、私的引用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、長野市社協に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により必ず出所を明示してください。

8 運用方針の周知・変更

本方針の内容は長野市社協ホームページに掲載します。また本方針は必要に応じて事前の告知なく変更する場合があります。

9 附則

本方針は平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

本方針は令和 3 年 8 月 1 日から施行します。